［略］

３　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 1.011）－（B× 1.017）｝×α× 0.986 ＋（C× 1.059）×α＋D× 0.986

A× 1.011、B× 1.017、｛（A× 1.011）－（B× 1.017）｝×α、｛（A× 1.011）－（B× 1.017）｝×α× 0.986、C× 1.059、（C× 1.059）×α及びD× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

n×o

算式の符号

n　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 ≦ 2,000 のとき　n1 × 0.03

2,000 ＜ n1 ≦ 7,000 のとき　（n1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ n1 のとき　（n1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［略］

n2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 2 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 3 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

n3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 2 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 3 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［略］

［略］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（q／r）× 0.96411

q／r に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

q1 －（q2 ×δ）× 0.986

q2 ×δに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

３　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A× 0.956）－（B× 0.959）｝×α× 0.982 ＋（C× 1.021）×α＋D× 0.982

A× 0.956、B× 0.959、｛（A× 0.956）－（B× 0.959）｝×α、｛（A× 0.956）－（B× 0.959）｝×α× 0.982、C× 1.021、（C× 1.021）×α及びD× 0.982 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

n×o

算式の符号

n　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 ≦ 2,000 のとき　n1 × 0.03

2,000 ＜ n1 ≦ 7,000 のとき　（n1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ n1 のとき　（n1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［同左］

n2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和元年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 2 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

n3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和元年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 2 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［同左］

［同左］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（q／r）× 1.05145

q／r に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

q1 －（q2 ×δ）× 0.982

q2 ×δに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。